



島根県警察からのお知らせ



嫁が島

発行
松江駅前交番
TEL・FAX
22-3254

松江警察署QR



大麻は所持も使用も犯罪です！！

令和6年12月12日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行され、

これまでに法律で禁止されていた

大麻等の「所持」や「譲渡」

に加え、新たに「施（使）用」についても禁止

されました。

違反した場合、「7年以下の懲役（単純所持・施用等の場合）」という重い刑罰が科せられます。



傘差し運転に注意！



雨の多いこの季節。傘差し運転は非常に危険です！
自分自身が加害者にも、被害者にもならないために、
傘差し運転はやめましょう。

災害に備えて非常持ち出し品の準備をしましょう！



非常持ち出し品チェック表

飲料水	☐ 水一人3リットル×3日分	衣 類	☐ 肌着（1から2着）
	☐ 缶詰（缶切り）		☐ 防寒着
食料品	☐ インスタントラーメン（カップ麺）		☐ ちり紙、タオル、バスタオル
	☐ ビスケット、乾パン、チョコレート	日用品	☐ 生理用品
電気器具	☐ 懐中電灯		☐ マッチ、ろうそく、携帯用燃料
	☐ 携帯ラジオ		☐ 軍手、厚手の靴下、カイロ
	☐ 予備の電池		☐ ロープ、笛、レインコート
医療品	☐ 常時服用している薬、常備薬	乳児等	☐ ミルク、哺乳びん
	☐ 消毒液、きず薬、脱脂綿		☐ 紙おむつ、おしりふき
	ガーゼ、包帯、三角巾	その他	☐ 現金、通帳、印鑑、保険証写
	ばんそうこう など		☐ 連絡先一覧

※ リュックサックに入れ、すぐ持ち出せる場所に保管！

※ ラジオ・懐中電灯などは壊れていないか確認！





不法滞在・不法就労防止 皆様のご理解とご協力をお願いします!!

～外国人を雇用する事業者の皆様へ～

外国人を雇用する際は、必ず確認してください!!

1. 在留カードの有無の確認

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則就労することはできません。

2. 「就労制限の有無」欄(在留カード表面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載がある場合は、原則雇用できません。

3. 「資格外活動許可」欄(在留カード裏面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載があっても、裏面の「資格外活動許可」欄に「許可」の記載がある場合は、就労することができます。

※就労時間や就労場所に制限あり

注意!! Caution!!

外国人を不法就労させるなどした場合は、事業主も処罰の対象となります。

また、不法就労と知らなくても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は処罰されます。

不法就労助長罪

「3年以下の懲役・300万円以下の罰金」



令和7年度
島根県警察音楽隊
パトロールコンサートのご案内

6月21日(土)
パレットごうつ(江津市)

10月18日(土)
みさと館(邑智郡美郷町)

12月6日(土)
スサノオホール(出雲市)

12月13日(土)
多伎コミュニティセンター大ホール(出雲市)

※詳細は県警ホームページ、公式SNS等でご確認ください。

■ 警察官B(大学卒・高校卒業程度)採用試験

- 第1次試験日 7月1日(火)～7月14日(月)
※SPI3テストセンター方式
- 第1次合格発表 7月25日(金)
- 第2次試験日 8月20日(水)～8月22日(金)
うち指定する日
- 最終合格発表 9月12日(金) ※予定



申込受付期間

5/19(月)～6/18(水)